

野辺地町立学校における働き方改革プラン
(令和8年度～令和10年度)

令和8年3月
野辺地町教育委員会

目次

1 プランの策定に当たって P 1

- (1) プランの趣旨
- (2) 当町の現状

2 目標等 P 2

- (1) 対象の範囲
- (2) 勤務時間の対象
- (3) 町立学校の教育職員の勤務時間の上限時間
- (4) 本プランにおける目標

3 計画の期間 P 3

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

【学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し】 P 4

- (1) 学校以外が担うべき業務
- (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務
- (3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

【学校における措置の推進】 P 6

【教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組】 P 6

5 関連する取組、今後のフォローアップについて P 7

1 プランの策定に当たって

(1) プランの趣旨

本プランは、町教育委員会が実施する「学校における働き方改革」の推進に向けた取組内容等を示したものです。

このプランを「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第8条第1項に基づき、町教育委員会が定める「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」に位置付けます。

(2) 当町の現状

当町では、令和2年9月に「野辺地町立学校における働き方改革プラン」を策定し、「各学校における、教育職員1人当たりの年間時間外勤務時間を年間540時間以内とすること」を目標に、教育職員のこれまでの働き方を見直し、こどもたちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して、取組を進めてまいりました。

こうした取組の結果、当町の各学校における、教育職員1人当たりの年間時間外勤務時間について、令和6年度は以下のとおりでした。

調査対象時期：令和6年4月～令和7年3月
調査対象者：町内小・中学校の教育職員（校長、教頭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、常勤講師）

教育職員1人当たりの年間時間外勤務時間 [時間]

	年平均
小学校	265.2 時間
中学校	513.6 時間

学校種別の教育職員1人当たりの年間時間外勤務時間の年平均においては、小・中学校ともに目標に掲げる、年間時間外勤務時間540時間を超えてはいないものの、小学校よりも中学校の方が約248時間多くなりました。

中学校では部活動などの業務の負担感が大きくなっており、部活動の地域展開等を推進することによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2 目標等

(1) 対象の範囲

文部科学省指針に基づき、本プランに掲げる措置は、給特法の第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。

教育職員：校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員
※事務職員等については、「36 協定」における時間外労働の規制が適用されます。

(2) 勤務時間の対象

文部科学省指針に基づき、教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を「勤務時間」とします。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間

④休憩時間

(3) 町立学校の教育職員の勤務時間の上限時間

野辺地町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に基づき、学校の教育職員の勤務時間の上限時間を次のとおりとします。

【野辺地町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則】

令和2年8月 教育委員会規則第3号

【原則】 時間外勤務時間 ①1か月 45時間以内、②1年間 360時間以内

【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

時間外勤務時間 ①1か月 100時間未満、②1年間 720時間以内

(※ただし、月45時間超は年間6か月以内、複数月平均80時間以内)

※ 「時間外勤務時間」とは、勤務時間から、校長が割り振った所定の勤務時間を減じた時間のことをいいます。

- ※ 「臨時的な特別の事情」とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などを指します。
- ※ 教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。
- ※ 教育職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

(4) 本プランにおける目標

①時間外在校等時間に関する目標

各学校における、教育職員 1 人当たりの時間外勤務時間を年間 360 時間以内とする。

②ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・学校閉庁日を 5 日以上設定する。
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

当町では、本プラン期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

【学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直し】

学校と教師の業務の3分類とは

→中央教育審議会が示した「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」のこと

学校と教師の業務の3分類		
<p>➢ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。</p> <p>➢ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。</p>		
<p>学校以外が担うべき業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>教師以外が積極的に参画すべき業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 <p>※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p>教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進 <p>まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。</p>

(1) 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・地域見守り隊の協力を得ながら、通学路の見守り活動を推進します。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについて、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

③ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・外部対応等に係る教育職員の負担軽減を図り、児童生徒にとって最適な教育環境を維持するための法律の専門家（スクールロイヤー）による、法的な視点からの指導助言等を活用します。また、定期相談や学校への派遣、スクールロイヤーを講師とした外部対応に係る研修会を実施します。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、調査の回答に係る事務負担を軽減します。

② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・学校と連携し、ICT支援員を中心に実施します。

③ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・これまでと同様、教育委員会と学校開放の利用団体での管理を継続します。

④ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・役割分担の見直し等を促進します。

⑤ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・スクールサポーター等の支援を活用します。

⑥ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・児童生徒への清掃指導は、回数を減らすなど合理化等を促進します。

⑦ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動の地域展開を促進し、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やします。

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

① 給食の時間における対応

- ・食に関する指導は、学校の要請により栄養教諭が対応します。

② 授業準備、学校評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフを全ての学校に配置します。
- ・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備、成績処理等に係る事務負担を軽減します。

③ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校行事の準備や運営等を補助するスクールサポートスタッフを全ての学校に配置し、必要に応じてPTAや学校支援ボランティアの参画を検討します。

④ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・障がいを持つ児童生徒や学習が遅れがちな児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行

う、スクールサポーターを全ての学校に配置します。

- ・教育相談室において、学校生活や家庭生活に関する様々な悩みや心配を持つ子どもや保護者相談を受け、こどもの心の安定や成長を促すための相談活動や支援を行います。
- ・生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートをしたりする場所として、中学校内に校内教育支援センターを設置します。

【学校における措置の推進】

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,015単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行います。
- ・勤務時間外の電話対応業務を削減するため、小学校統合の時期に合わせて自動応答機能を有する電話を、全ての学校に設置します。

【教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組】

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規程を遵守するとともに、以下の内容に取り組めます。

- ・「月100時間を超える時間外及び休日労働をした教育職員」「連続した5か月間の月平均が80時間を超える時間外及び休日労働をした教育職員」については、医師の面接指導を行います。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善を推進します。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・長期休業の期間中に5日間の学校閉庁期間の設定を行います。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、教育委員会定例会において報告することとします。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外勤務時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本プランの周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本プランに基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、本プランの内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組みます。